

電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料（案）

Ⅱ．電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について

1．背景と意義

1－1 電気の供給を受ける契約における環境配慮の必要性と意義

国及び独立行政法人等の施設において使用する電気の供給を受ける契約に当たっては、価格のみで判断をするのではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮した上で契約を締結することが、施設全体の環境負荷低減を進めるために重要である。調達者側から環境に配慮した契約を実施することにより、環境負荷低減の推進とともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりに資することが期待される。

1－2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に電気の供給を受ける契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものであり、契約方式の基本的考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明している。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、当該地域の実情等を踏まえ、調達者が適切に対応することが必要である。

2. 契約方式の解説

2-1 電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的考え方

電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮する。
- 温室効果ガス排出削減の観点から、二酸化炭素排出係数等による裾切り方式を採用（法附則第4項参照）する。
- 裾切り方式において、全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値（以下「排出係数しきい値」という。）を設定し、二酸化炭素排出係数が排出係数しきい値以上である小売電気事業者からの調達を原則として行わない。
- 環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況（未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況）並びに電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示状況を考慮する。
- 公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切り要件の設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保する。
- 当分の間、一般送配電事業者の供給区域を基本としつつ、必要に応じて複数の供給区域のグループ化を図る等適切な地域ごとに裾切り要件を設定する。
- 当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考とする。
- 仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記する。
- 契約期間中の契約電力、再生可能エネルギー電気、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮する。
- 再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努める。
- 小売電気事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
- 裾切り要件については毎年度見直しを検討する（排出係数しきい値については適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度）で原則引き下げることとする）。

2-2 裾切り方式

基本的な考え方等を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

（1）裾切り方式の具体的要件

裾切り方式の具体的要件は、以下の2点とする。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示¹していること。
2. 以下のアからウの3つの項目を「必須項目」としたポイント制により評価し、合計点が一定の点数を上回ること。なお、調達者の判断により、「需要家の省エネルギーの促進及び電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組」や「特に地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組」を「加点項目」として設定することも可能である。

ア. 二酸化炭素排出係数

イ. 未利用エネルギーの活用状況

ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 必須項目について

ア. 二酸化炭素排出係数

最も重要な評価項目の二酸化炭素排出係数については、以下の値を用いることとする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数²（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの³又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの⁴）。

表Ⅱ－２－１ 裾切り方式の評価に用いる事業者全体の調整後排出係数の年度及び適用時期（例）

年 度	(X-1) 年度	X年度		
月	12～3月	4～6月	7～11月	12～3月
公表されている 排出係数 ^{注1}	(X-2)年度 メニュー別排出係数等		(X-2)年度 事業者全体確定値等	(X-1)年度 メニュー別排出係数等
裾切り評価に用いる 排出係数の年度	(X-3)年度又は (X-2)年度 ^{注2}		(X-2) 年度	(X-2)年度又は (X-1)年度 ^{注2}

注1：温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの（公表時期は前後する場合がある）

注2：温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの

¹ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

² 最新の「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に基づき算定されたものの。

³ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

⁴ 温対法に基づき算定される小売電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数については例年7月頃と12月頃の2回公表されている。7月頃に公表される事業者全体の排出係数は前々年度のものである。他方、環境省が公表する裾切り評価に使用する供給区域別の配点例（後述 p.24〇参照）の作成に当たって参考とする調整後排出係数は、12月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数、及び小売電気事業者が温対法に基づき算定した排出係数であることから、裾切り方式の実施に当たっても、入札参加希望事業者に提出を求めるなど、可能な範囲で限り最新の小売電気事業者が算定した調整後排出係数を使用するものとする。

また、区分・配点の設定において、排出係数しきい値（全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値）を設定し、排出係数しきい値以上の二酸化炭素排出係数である小売電気事業者の配点を「**0点**」とする。これにより、二酸化炭素排出係数が排出係数しきい値以上の小売電気事業者には、入札参加資格を付与しないこととなる。

なお、排出係数しきい値は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の実績、再生可能エネルギー電気の調達実績、地球温暖化対策計画や政府実行計画及びエネルギー基本計画等の関連施策との整合を図りつつ、前年度の全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、電源構成及びその推移、供給区域別の参入状況等について点検・確認するとともに、有識者の意見等を踏まえ適切に設定⁵するものとし、本解説資料において示すこととする⁶。また、適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で原則引き下げることとする。

イ. 未利用エネルギー⁷の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

⁵ X年度の契約において使用する排出係数しきい値は、原則としてX-1年度に有識者の意見等を踏まえ決定する。

⁶ 20242025（令和67年）度分の契約における排出係数しきい値は20242022（令和34）年度及び20222023（令和45）年度における全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等（小売電気事業者自らの公表値を含む。）を踏まえ0.6000.520kg-CO₂/kWhとする。

⁷ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気⁸の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。なお、再生可能エネルギーの導入状況における再生可能エネルギー電気、国及び独立行政法人等が調達する電力における再生可能エネルギー電気及び非化石証書等の関係は表Ⅱ-2-2を参照されたい。

また、裾切り方式における再生可能エネルギーの導入状況に係る評価については、前年度の全国の小売電気事業者の再生可能エネルギーの導入状況の実績及び推移等を踏まえ、継続的かつ適切に引き上げるものとする。

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度⁹により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）¹⁰の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度¹¹により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場¹²から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

（３）加点項目について

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対す

⁸ 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

⁹ 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO₂排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

¹⁰ グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。

¹¹ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

¹² 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

る省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」の2つを加点項目の設定に当たっての大枠の方向性とし、この方向性を踏まえ、調達者の判断により、裾切り方式のオプションとして評価する加点項目とすることができる。具体的な評価内容の例としては、

- 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

などが考えられる。

(4) 裾切り要件について

裾切り要件である「各評価項目の区分・配点」及び「入札参加資格の裾切り基準」については、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約に努めることを踏まえつつ、調達者がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

- ① 公正な競争の確保の観点から、原則として複数の小売電気事業者の参入が可能な内容とすること。
- ② 仕様書等に示された契約期間中の契約電力、再生可能エネルギー電気、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約できる内容とすること。
- ③ 当分の間、一般送配電事業者の供給区域を基本に、施設固有の事情がない限り、同一供給区域内の施設については設定する基準は同一にすること。さらに必要に応じて複数の供給区域のグループ化も検討すること。
- ④ 裾切り要件については毎年度見直しを検討すること。また、排出係数しきい値については適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で原則引き下げることとする。

裾切り要件の設定に当たっては、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者が全国から広く入札に参加することを促すための動機付けとなるよう、地域の実情を踏まえた上で、可能な限り一定レベル以上を目指すことが重要である。このため、必要に応じ、評価項目である二酸化炭素排出係数の区分が概ね同程度であることを前提に、一般送配電事業者の供給区域ごとの小売電気事業者の参入状況、販売電力量の状況及び入札参加者数等を参考として複数の供給区域のグループ化を図るものとする。さらに、グループ化された地域を含め、各地域において裾切り要件の継続的なレベルアップを図ることにより、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者の参入を促すことで、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減につながる。

なお、当該地域への小売電気事業者の参入状況、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切り方式に使用している評価値が毎年変動すること等を考慮し、適切な契約期間を検討

する¹³とともに、裾切り要件については、毎年度見直しを検討することが望ましい。

また、低圧電力において、みなし小売電気事業者はユニバーサルサービスが義務付け¹⁴られており、排出係数の悪化があり得ると想定されるため、低圧電力を対象とした裾切り要件の設定を検討する際は、当該地域において電気の供給を行うみなし小売電気事業者を含む複数の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考とする。

以下に、上記の観点を踏まえて、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、具体的なポイント制の区分・配点の例を示す。

なお、一般送配電事業者の供給区域ごとの配点例については、前年度の未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況並びに12月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数及び小売電気事業者が公表した排出係数を参考に作成し、環境省のホームページ等で公表することとしているので参考にされたい(巻末の情報源を参照)。

◇具体的な区分・配点の例

【必須項目】

要 素	区 分	例	配点例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)		0.350 未満	70
	0.350 以上	0.375 未満	65
	0.375 以上	0.400 未満	60
	0.400 以上	0.425 未満	55
	0.425 以上	0.450 未満	50
	0.450 以上	0.475 未満	45
	0.475 以上	0.500 未満	40
	0.500 以上	0.525 未満	35
	0.525 以上	0.550 未満	30
	0.550 以上	0.575 未満	25
	0.575 以上	0.600 未満	20
	0.600 以上		0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上		10
	0 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	10.0 %以上		20
	5.0 %以上	10.0 %未満	15
	2.5 %以上	5.0 %未満	10
	0 %超	2.5 %未満	5
	導入していない		0
上記①～③の満点	—		100

¹³ 複数年契約の場合は、毎年度調達先である小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切りの評価項目を確認するとともに、各機関の排出量の変化を把握することが望ましい。また、複数年契約の場合にあっても、契約時においては、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を評価した環境配慮契約を実施するよう努めるものとする。

¹⁴ 低圧電力については、当面の間は、みなし小売電気事業者が最終保障供給及びユニバーサルサービスの義務を負う。

要 素	区 分 例	配 点 例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	排出係数しきい値 0.520 以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
上記①～③の満点	—	100

【加点項目】 ※調達者において設定するか否かを判断すること

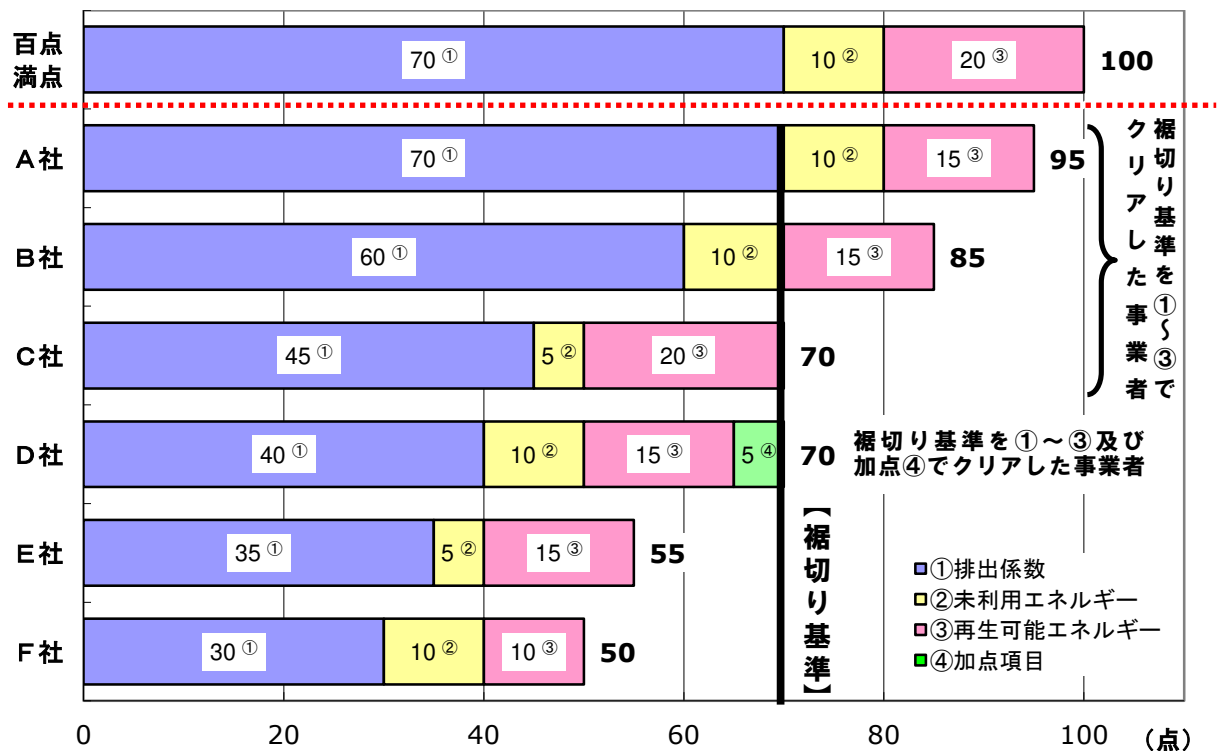
④ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

上記の例において、必須項目のみ設定した場合で、②で5点、③で15点を獲得した場合、裾切り基準(70点)を満たすために必要な二酸化炭素排出係数は0.450kg-CO₂/kWh 未満となる。

また、「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組」「地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」を加点項目として設定した場合であって、②で5点、③で15点、④で5点を獲得した場合、裾切り基準を満たすために必要な二酸化炭素排出係数は0.475kg-CO₂/kWh 未満となる。

入札参加資格の裾切り基準は、前述のとおり、調達者が適切に設定することとなるが、現在各府省庁等で実施されている裾切り方式においては、**70点**を裾切り基準としている(70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与える)ものが多い。

図Ⅱ-2-1は、70点を裾切り基準とし、①二酸化炭素排出係数の配点を70点、②未利用エネルギーの活用状況の配点を10点、③再生可能エネルギーの導入状況の配点を20点として、④需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を加点項目(5点)とした場合の具体的な裾切りのイメージである。



図Ⅱ-2-1 具体的な裾切りのイメージ

2-3 再生可能エネルギー電気の調達

国及び独立行政法人等の各機関は、原則として電気の供給を受ける契約ごとに調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を仕様書等に明記することとする。対象となる契約、調達する再生可能エネルギー電気の種類及び調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、以下のとおりである。

なお、電気の供給を受ける契約に関連する制度・計画等において再生可能エネルギー電気の定義が整理された場合には、整合するよう見直すこととする。

(1) 対象となる契約

仕様書等に再生可能エネルギー電気の割合を記載する対象となる契約は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に係る基本的事項に示された、裾切り方式の対象となる「入札に付する契約」とする¹⁵。なお、入札に付さない契約の場合であっても、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。

また、本解説資料の巻末に【参考】として、調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を示した仕様書の例（概要）を掲載しているので参考にされたい。

¹⁵ 沖縄電力の供給区域は系統が連系していないこと、供給している小売電気事業者が少ないこと等の地域特性により、必ずしも裾切り方式の実施を求めていなかったが、2025（令和7）年度分の契約から調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を仕様書等に明記することとする。

(2) 調達する再生可能エネルギー電気の種類

各機関が調達する再生可能エネルギー電気の種類（再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー電源及び出力 3 万 kW 以上の水力発電（ただし、揚水発電を除く。以下「大型水力」という。）は、表Ⅱ-2-2 に示す電気と証書等の組み合わせとする。また、裾切り方式の評価項目である再生可能エネルギーの導入状況における再生可能エネルギー電源と調達電力における再生可能エネルギー電源の関係は、図Ⅱ-2-2 のとおりである。

表Ⅱ-2-2 再生可能エネルギーの導入状況及び調達電力の再生可能エネルギー電源の種類及び非化石証書等との関係

証書の種類 環境配慮契約	グリーン エネルギー (電力) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場取引				相対取引
			FIT	非FIT			
				再エネ指定		再エネ指定 なし	電気とセット 又は トラッキング [*] 付
				トラッキング [*] 付	トラッキング [*] 無		
再生可能エネルギー の導入状況 ^{*1}	○※3	○※3	○	○※4	×	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達 ^{*2}	○	○	○	○	×	×	○

※1：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法施行規則に規定された電源（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）が対象

※2：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力（大型水力を含む）

※3：グリーンエネルギー証書（電力）及び J-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る（前述 2-2（2）ウ参照）

※4：トラッキング付の再エネ指定の非 FIT 非化石証書のうち大型水力を除く

調達電力の再エネ

○ 水力発電（3万kW以上。揚水発電を除く）

調達電力 = 再エネ特措法の再エネ電源 + 大型水力

再エネ導入状況（裾切り評価項目）の再エネ

再エネ特措法に定められた再エネ電源

- 太陽光発電
- 風力発電
- 水力発電（3万kW未満。揚水発電を除く）
- 地熱発電
- バイオマス発電

図Ⅱ-2-2 再生可能エネルギーの導入状況及び調達電力の再生可能エネルギー電源の種類の包含関係

なお、再生可能エネルギー電気の調達に当たっては、必要に応じ、調達対象となる電源の環境負荷等を確認¹⁶するなど可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めることとし、PPA（Power Purchase Agreement）モデルの活用についても積極的な検討を推奨するものとする¹⁷。

（３）調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

20242025（令和 67）年度の電気の供給を受ける契約における調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、少なくとも 3540%とし¹⁸、政府実行計画に掲げられた目標の達成に向けて各機関の判断により、必要に応じ、より高い割合を設定することは差し支えない。

なお、調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、政府実行計画に掲げられた 2030 年度までに 60%以上とする目標達成に向けて、再生可能エネルギー電気の調達実績及びその進捗状況並びに小売電気事業者の供給状況等を踏まえ、少なくとも 2 年に 1 回程度見直すこととし、適切な再生可能エネルギー電気の割合を設定・提示するものとする。

【以 下 省 略】

¹⁶ 例えば、固定価格買取制度（FIT/FIP 制度）において、バイオマス発電に対する認定基準の一つである燃料の安定調達確保の一部として、中長期的な観点から持続可能な形で生産された燃料を調達することを求めている（例えば輸入バイオマス燃料の第三者認証など）、総合資源エネルギー調査会の下にバイオマス持続可能性ワーキンググループが設置され、議論が継続されている。

¹⁷ 現時点では、いわゆる「追加性」の基準は定まっていない状況にあるが、再生可能エネルギー電源の導入を促す効果があるものとして、オンサイト PPA やオフサイト PPA 等があげられる。なお、RE100（後述 p.33 「【参考】公的機関のための再エネ調達実践ガイド」参照）の技術要件（Technical Criteria）においては、調達対象となる再生可能エネルギー電気は、原則として運転開始又はリパワリングから 15 年以内であることとされている（2022 年 10 月改定。2024 年 1 月 1 日以降の調達契約から適用）。

¹⁸ 設定された再生可能エネルギー電気の割合で調達が困難な場合にあっては、当該地域における小売電気事業者の再生可能エネルギー電気の供給状況等を踏まえ、適切に再生可能エネルギー電気の割合を設定の上、調達するものとする。